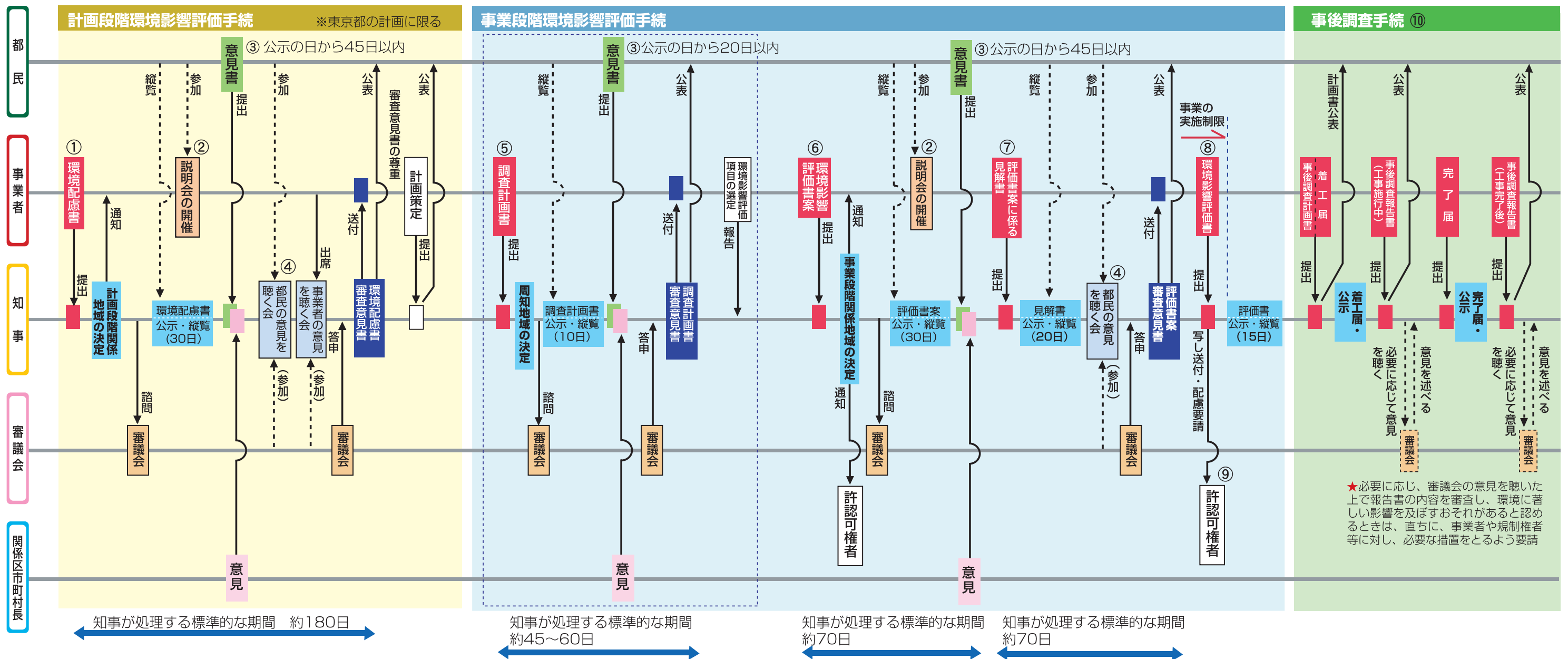


東京都環境影響評価条例に定める基本手続



①環境配慮書

事業者は、対象計画を策定しようとするときは、採用可能な複数の計画案等を記載した「環境配慮書」を作成します。「環境配慮書」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。

②説明会

事業者は「環境配慮書」「評価書案」についての内容を都民の皆さんにお知らせするため、縦覧期間内に説明会を開催します。

③都民の意見書の提出

都民の皆さんは、「環境配慮書」「調査計画書」「評価書案」について、環境保全の見地からの意見を一定の期日内に提出することができます。

※特例環境配慮書の手続は、通常のものとは異なります。

④都民の意見を聴く会の開催

知事は、「環境配慮書」「評価書案及び評価書案に係る見解書」について都民の皆さんの意見を聴くため「都民の意見を聴く会」を開催します。環境影響評価審議会委員が参加し、皆さんの意見を聴くことができます。

⑤調査計画書

事業者は、対象事業を実施しようとするときは、事業実施による環境影響の調査・予測や評価手法を記載した調査計画書を作成します。調査計画書は公示され、公示の日から10日間縦覧されます。計画段階手続を実施した事業で、一定の手続を経たものについては、調査計画書の手続を省略することができます。

⑥環境影響評価書案

「調査計画書」に基づき事業者は「環境影響評価書案」を作成します。「環境影響評価書案」は公示され、公示の日から30日間縦覧されます。知事が指定する特定の地域内で規則で定める事業を実施する場合は、事業段階手続は評価書案からスタートできます。

⑦見解書

評価書案についての都民の皆さんの意見などに対して事業者は「見解書」を作成します。「見解書」は公示され、公示の日から20日間縦覧されます。

⑧環境影響評価書

「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間縦覧されます。

⑨許認可権者への配慮要請

知事は、許認可権者に対し、事業の実施についての許認可を行うに際して「環境影響評価書」の内容について十分配慮するよう要請します。

⑩事後調査手続

事業者は、工事に着手するときは届出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（「事後調査計画書」）を提出します。また、工事着手後は事後調査報告書（工事施行中）を、工事が完了したときは、工事完了の届出と事後調査報告書（工事完了後）を提出します。